

公 示

経営所得安定対策における麦の品質評価主体の方法について（平成19年5月15日付け19総食第133号）第6の3規定に基づき、農産局長から通知があったので、同通知第6の4に基づき公示する。

令和8年4月9日

九州農政局長

(別紙)

品質評価主体登録機関

1 小麦

名 称	所 在 地	区 域
一般財団法人日本穀物検定協会	本部： 東京都中央区日本橋兜町15-6	全 国
	関西神戸支部業務課： 兵庫県神戸市中央区磯辺通1-1-37	
ホクレン農業協同組合連合会	農産部麦類課： 北海道札幌市中央区北4条西1丁目	北海道
	農業総合研究所食品検査分析センター： 北海道札幌市東区北6条東7丁目	
全国農業協同組合連合会 福岡県本部農産物検査センター	県本部： 福岡県福岡市中央区天神4-5-23	九州
	農産物検査センター： 福岡県久留米市善導寺町木塚197-2	
佐賀県農業協同組合 総合分析センター	本部： 佐賀県佐賀市栄町3-32	佐賀県
	総合分析センター： 佐賀県杵島郡大町町大字大町1625-6	

2 二条大麦

(1) 麦茶の製造用以外のもの

名 称	所 在 地	区 域
一般財団法人日本穀物検定協会	本部： 東京都中央区日本橋兜町15-6	全 国
	横浜事務所： 神奈川県横浜市中区山下町157-2	
佐賀県農業協同組合 総合分析センター	本部： 佐賀県佐賀市栄町3-32	佐賀県
	総合分析センター： 佐賀県杵島郡大町町大字大町1625-6	

(2) 麦茶の製造用

名 称	所 在 地	区 域
一般財団法人日本穀物検定協会	本部： 東京都中央区日本橋兜町15-6	全 国
	総合研究所： 吉川市大字高久野会480	
佐賀県農業協同組合 総合分析センター	本部： 佐賀県佐賀市栄町3-32	佐賀県
	総合分析センター： 佐賀県杵島郡大町町大字大町1625-6	

3 六条大麦及びはだか麦

(1) 麦茶の製造用以外のもの

名 称	所 在 地	区 域
一般財団法人日本穀物検定協会	本部： 東京都中央区日本橋兜町15-6	全 国
	横浜事務所： 神奈川県横浜市中区山下町157-2	

(2) 麦茶の製造用

名 称	所 在 地	区 域
一般財団法人日本穀物検定協会	本部： 東京都中央区日本橋兜町15-6	全 国
	総合研究所： 吉川市大字高久野会 4 8 0	